

埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（電子入札・事後審査型）実施要領

令和 7 年 2 月 2 0 日 管理者決裁

（趣旨）

第 1 条 この要領は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、埼玉西部消防組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（電子入札システムにおける呼称はダイレクト入札。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第 2 条 入札の対象とする建設工事は、埼玉西部消防組合入札・契約手続運営委員会事務取扱要領（令和 2 年 1 月 2 1 日消防局長決裁）に基づき設置された埼玉西部消防組合入札・契約手続運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、管理者が指定したものとする。

2 委員会に諮る建設工事は、設計金額が 1, 0 0 0 万円以上のものを基準とする。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

（参加資格）

第 3 条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埼玉西部消防組合建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成 2 7 年告示第 1 0 号。以下「入札参加停

止措置要綱」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第11号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。以下同じ。）を受けていること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、管理者が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (7) 直近の2か年度において、組合発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。
- (8) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入していること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面

において関連がある者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次に掲げる事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者格付
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿及び競争入札参加資格審査結果通知書における資格審査数値
- (4) 建設業法に基づく許可区分及び許可を受けた営業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種又は類似工事の施工実績
- (6) 当該工事に配置予定の技術者
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項
(公告内容等の決定)

第4条 管理者は、委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（電子入札・事後審査型）公告（様式第1号）を電子入札システムに掲載するものとする。

(設計図書等)

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書及びその他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、原則として電子入札システムにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、埼玉西部消防組合契約規則（平成25年規則第43号。以下「契約規則」という。）第4条及び第5条の規定によるものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の執行)

第11条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

2 入札公告等で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(再度入札)

第12条 初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。ただし、再度入札は1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入

札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格の 1 1 0 分の 1 0 0 未満の価格の入札をした者

3 第 1 項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。

(不落時の取扱い)

第 1 3 条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、電子入札システムの随意契約の方法により契約を締結することができるものとする。

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項に規定する随意契約の相手方とすることができない。

(入札の辞退)

第 1 4 条 入札の辞退は、埼玉西部消防組合公共工事等電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

2 入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行ってはならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第 1 5 条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第 1 6 条 管理者は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その

執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために管理者が行う指示に落札候補者が従わない場合における、当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (5) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）について虚偽の提出をした者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申出が入札執行者に受理された者がした入札
- (10) やむを得ず書面により入札書を提出した場合で、次に掲げる入札
 - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
(落札候補者の決定)

第18条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設定したときは、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札候補者とする。

（くじによる落札候補者の決定）

第19条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

（落札決定の保留）

第20条 管理者は、落札候補者があるときは、落札候補者の参加資格を審査する間、落札決定を保留する。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第21条 管理者は、第18条又は第19条の規定により落札候補者となった者に対し、速やかに連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第3号）、様式第3号別紙に基づく社会保険等の加入に関する誓約書（様式第4号）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（様式第5号）その他必要な資料を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の規定により書類の提出を求められた日の翌日から起算して原則として2日（埼玉西部消防組合の休日を定める条例（平成25年条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参により提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に第2項の規定による書類の提出をしないとき又は参加資格の審査のために管理者が行う指示に従わないときは、

当該落札候補者のした入札は無効とする。

- 5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると管理者が認めるときは、入札参加停止措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第22条 管理者は、参加資格の要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、その結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていないときは、その者がした入札を無効とし、改めて第18条及び第19条の規定により落札候補者を決定し、落札候補者が参加資格を満たすことを確認できるまで順次審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書及び前条第2項の規定により提出された書類により行うものとする。

- 3 第1項の審査は、前条第3項に規定する提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、審査に疑義が生じたときは、この限りでない。

- 4 第1項の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第6号）により取りまとめ、第2項の審査に用いた書類とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第23条 管理者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 落札決定までの間に、落札候補者が入札公告に示すいずれかの参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は、参加資格を満たさないものとみなす。

- 3 第13条第1項の規定により随意契約の方法によって契約を締結するときは、入札による場合に準ずる。

(入札参加資格不適合の通知)

第24条 管理者は、第22条の規定による審査の結果、落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者が、参加資格を満たさないとされた理由に不服があるときは、前項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に管理者に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

3 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書(様式第8号)を電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参することにより行うものとする。

4 管理者は、第2項の説明を求められたときは、当該苦情申出書を受理した日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、苦情回答書(様式第9号)により回答するものとする。

5 第2項の規定による苦情の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第25条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第21条から第24条までの規定に基づくものとする。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(議会の議決を要する契約)

第26条 埼玉西部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成25年条例第33号)第2条の規定により議会の議決に付

さなければならない契約については、組合の議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

(その他)

第 27 条 この要領に定めがない事項は、埼玉西部消防組合公共工事等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。